

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 28 年 8 月 26 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 4件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600154号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600111号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成11年2月2日から平成10年4月1日に訂正し、平成10年4月から平成11年1月までの標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

平成10年4月1日から平成11年2月2日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成10年4月1日から平成11年2月2日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成10年4月1日から平成11年2月2日まで

A社にアルバイトとして採用され、その約半年後の平成10年4月1日に正社員となったが、厚生年金保険の記録では、同社における被保険者資格の取得年月日が平成11年2月2日と記録されている。

請求期間の厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給料支払明細書の写しを提出するので、A社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成10年4月1日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された給料支払明細書の写し及びA社の回答により、請求者が、請求期間において同社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、前述の給料支払明細書の写しにより認められる報酬月額から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所(当時)に対し提出しておらず、厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600139号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600112号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成15年12月15日は3万円、平成16年7月15日は5万円、同年12月15日は10万円、平成17年12月15日は15万円に訂正することが必要である。

平成15年12月15日、平成16年7月15日、同年12月15日及び平成17年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年12月15日、平成16年7月15日、同年12月15日及び平成17年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和50年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年12月15日
② 平成16年7月15日
③ 平成16年12月15日
④ 平成17年12月15日

A社から請求期間①、②、③及び④に賞与が支払われたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該期間に賞与が支払われ、厚生年金保険料を控除されていたので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社の税務に関する事務を受託している税理士事務所から提出された請求者に係る給与所得に対する所得税源泉徴収簿及びA社の回答により、請求者は、同社から請求期間①に3万円、請求期間②に5万円、請求期間③に10万円、請求期間④に15万円の賞与の支払を受け、当該各賞与額に見合う標準賞与額（請求期間①は3万円、請求期間②は5万円、請求期間③は10万円、請求期間④は15万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500908号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1600038号

第1 結論

平成12年4月から平成13年3月までの請求期間については、国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和53年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成12年4月から平成13年3月まで

平成12年に、私は、母及び兄と一緒にA県B市役所又はC社会保険事務所(当時)に向き、請求期間に係る学生納付特例の申請手続を、母が、兄の分と一緒に行ってくれた。

請求期間について、間違いなく学生納付特例の申請手続を行ったはずであり、一緒に手続を行った兄は学生納付特例の納付猶予期間とされているのに、私は未納期間とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、B市役所又はC社会保険事務所において、請求者の兄と一緒に請求期間に係る国民年金保険料学生納付特例の申請手続を行った旨主張している。

しかしながら、国民年金保険料学生納付特例の申請手続は、住民票の住所地の市町村において行うこととされているところ、戸籍の附票によると、請求者の住所地は、平成12年5月10日にB市からA県D町に変更されており、請求者の兄の住所地は、請求期間当時にはB市ではないことから、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料学生納付特例の申請手続を、請求者の兄と一緒にB市役所及び同市を管轄していたC社会保険事務所において行うことができず、このことは請求者の主張と符合しない。

また、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料学生納付特例の申請手続を行った場所について明確に記憶していないとも陳述していることから、請求者の母に申請手続を行った場所及びその時期等を聴取したが、請求者の母の記憶は明確ではない上、請求者は、その兄からの聴取を希望していないことから、請求期間当時の具体的な状況が不明である。

さらに、請求期間の国民年金保険料学生納付特例に係る承認通知書の受領について、請求者及びその母は記憶していない上、請求者に係るB市の国民年金被保険者名簿及びD町の被保険者連絡票からは、請求期間について、国民年金保険料学生納付特例が承認されていたことを示す記録は確認できない。

加えて、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付猶予されていたことを示す関連資料は無く、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付猶予されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600150号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1600039号

第1 結論

平成3年5月から同年9月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成3年5月から同年9月まで

国民年金の加入手続について、平成3年5月に会社を退職し、A県B市C区役所において国民健康保険の手続を行った際に、窓口の担当者に、「国民年金はどうしますか。」と聞かれ、「すぐに会社に再就職しますから。」と答えて帰ったことは覚えているが、このときに手続を行ったのかどうか、よく覚えていない。

請求期間の国民年金保険料については、加入手続の翌年だったと思うが、納付書が送付されてきたので、C区役所庁舎内にあった郵便局において一括して納付した。納付書が送付されてきたとき、母に「払っておかないといけない。」と言われたことを覚えており、督促されて一括納付したのは、このときの1回だけだったと思う。

請求期間の国民年金保険料を納付したはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、「B市C区役所において国民年金の加入手続を行い、その翌年に納付書が送付されたので、同区役所庁舎内の郵便局において、請求期間の国民年金保険料を一括して納付した。」旨陳述している。

しかしながら、B市C区は、請求期間当時から現在まで、庁舎内に郵便局が開設されたことはない旨回答しており、前述の請求者の陳述と符合しない上、請求者に国民年金保険料を納付するよう助言したとする請求者の母からも、請求期間に係る国民年金保険料の納付状況について、具体的な陳述は得られない。

また、請求者は、「請求期間に係る国民年金保険料の納付書が送付された時期は、国民年金の加入手続を行った翌年だったと思う。」「督促されて一括納付したのは、請求期間の国民年金保険料を納付したときの1回だけだったと思う。」旨陳述しているところ、請求者に係る国民年金の加入手続時期について、請求者の国民年金手帳記号番号前後の国民年金被保険者に係る国民年金保険料の納付日等から判断すると、平成4年2月頃にB市C区において行われたものと推認できることから、請求者が陳述する国民年金保険料の納付書が送付されたとする時期は、平成5年であったことになる。

さらに、請求者に係るオンライン記録を見ると、i) 請求期間直後の平成3年10月から平成4年1月までの国民年金保険料が過年度納付されていること、ii) 請求期間のうち、平成3年9月の国民年金保険料が時効完成後に過年度納付されたため、平成5年11月に還付決定が行われていること、及び請求者の陳述内容から判断すると、請求者が陳述する国民年金保険料を一括納付したとする時期は、同年11月であったものと考えられ、当該時点では、請求期間は、全て時効完成期間である。

加えて、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、

確定申告書控等)は無く、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600015号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600109号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社又はB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和45年9月30日から昭和47年6月30日まで

請求期間は、A社又はB社において、C工事の着工から完工までD部分の工事に従事した期間であるが、厚生年金保険の加入記録が無い。

請求期間は、厚生年金保険料が控除されていたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

A社は、「請求期間当時の社員記録を調べたが、請求者の名前は確認できなかった。また、契約社員については、当時の資料が残っておらず、詳細は不明である。」旨回答している上、CがあるE県には、当時、同社F支店(現在は、G支店)があったことが確認できるが、同社G支店も、請求者の勤務等について、「資料が無く確認できない。」旨回答しており、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について同社に確認することができない。

また、A社F支店において、請求期間に厚生年金保険被保険者記録が有る複数の者が、「A社F支店はC工事に関わっていたが、D工事は下請事業所のB社が行っていた。」旨陳述している上、当時の作業所長であったとする者が、「C工事はH社が発注した工事で、元請がA社、下請がB社であった。B社が宿舍を設置して従業員等を募集し、作業に従事させていたので、A社と当該従業員との間に直接の労使関係は無かった。」旨陳述していることから、C工事に係るD工事は、B社が請け負っていたと推認できる。

しかし、B社は既に解散している上、請求期間当時の事業主は死亡しており、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について同社に照会することができない。

また、請求者は、「請求期間における勤務形態はJ職のようなものであった。」旨陳述しているところ、請求者を記憶するB社の元従業員は、「請求期間当時、請求者はD工事の作業員であったが、D工事の作業は受取で行われていたので、請求者はB社の正社員ではないと思う。」旨陳述している。

さらに、B社の複数の元従業員は、「請求期間当時、B社には、多くのJ職の従業員が勤務しており、J職の従業員は社会保険ではなく、K健康保険に加入していた。」旨陳述している上、請求期間当時、同社において庶務及び会計を担当していたとする者は、「厚生年金保険に加入していないJ職の従業員から、厚生年金保険料を控除することはなかった。」旨陳述していることを踏まえると、請求者が、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは考え難い。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600136号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600110号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和38年8月28日から昭和39年2月1日まで

昭和38年8月28日に、社員への採用を前提とする臨時社員のB職として、A社に入社し、入社時に、B職には年金があると説明を受けたが、厚生年金保険の加入記録が、昭和39年2月1日からとなっている。

請求期間に臨時社員のB職として勤務していたことが分かるC資料を提出するので、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたC資料及びD社の回答から、請求者が請求期間においてA社に臨時社員のB職として勤務していたことが認められる。

しかし、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について、D社は、「A社から資料は一切承継(保存期間超過のため廃棄)されておらず、事実関係を確認することができない。また、臨時社員の種別による厚生年金保険加入の取扱いについても不明である。」旨回答しており、確認することができない。

また、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和38年11月1日であり、請求期間のうち昭和38年8月28日から同年10月31日までの期間において、同社は厚生年金保険の適用事業所ではない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、請求者と同様に、昭和39年2月1日に被保険者資格を取得した複数の者に照会したところ、回答のあった19人のうち、自身の入社時期を記憶する15人は、いずれもA社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和38年11月1日以前に入社したと回答している上、当該適用事業所となった日における自身の雇用形態について、複数の者が臨時社員のB職であったと回答していることを踏まえると、請求期間当時、A社においては、臨時社員の種別により厚生年金保険の加入時期を決める取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、前述の15人から、請求者が厚生年金保険被保険者資格を取得する以前の期間に係る厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる陳述は無かった。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。